

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第28条第1項中「第3項」を「第4項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第71条の2第2項中「本項」を「この項」に改め、「翌年度又は翌々年度」の次に「（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加える。

第83条の2第1項中「翌年度又は翌々年度」の次に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「翌年度分又は翌々年度分」の次に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）」を加える。

附則第10条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第12条の3第1項中「施行規則附則第7条の2第11項各号」を「施行規則附則第7条の2第13項第1号」に改め、同条第2項中「平成8年度から平

成 17 年度まで」を「平成 17 年度から平成 20 年度まで」に、「又は第 5 項」を「、第 5 項又は第 6 項」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「本項」を「この項」に改め、同項第 2 号中「（附則第 22 条第 1 項の規定の適用がある場合には、同項第 2 号に規定する合計額。以下本号において同じ。）」を削る。

附則第 23 条第 1 項中「本項、次項及び第 3 項並びに次条第 1 項」を「この項及び次項並びに附則第 23 条の 3」に、「第 5 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項第 2 号中「附則第 23 条第 4 項」を「附則第 23 条第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 23 条の 4 を削る。

附則第 23 条の 3 中「法附則第 35 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項」を「法附則第 35 条の 2 の 4 第 1 項及び第 2 項」に改め、同条を附則第 23 条の 4 とする。

附則第 23 条の 2 第 1 項中「前条第 1 項」を「附則第 23 条第 1 項」に、「令附則第 18 条の 2 第 2 項から第 4 項まで」を「令附則第 18 条の 3 第 1 項から第 3 項まで」に、「本条」を「この条」に、「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 4 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削り、同条を附則第 23 条の 3 とする。

附則第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）
第 23 条の 2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18 条の 2 第 1 項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたこ

とにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第23条の4において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の5第2項中「第4項」を「第3項」に、「附則第23条の2の」を「附則第23条の3の」に、「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3」に改める。

附則第24条第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「附則第23条の2の」を「附則第23条の3の」に、「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3」に改め、同条第7項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第8項を削り、同条

第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第2号並びに第28条第1項及び第3項の改正規定、附則第23条の改正規定、附則第23条の次に1条を加える改正規定、附則第23条の2から附則第23条の5までの改正規定、附則第24条の改正規定（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。）並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

4 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前

年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第14条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第25条の2第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「第21条、第22条及び前条」とあるのは、「生駒市税条例の一部を改正する条例（平成17年 月生駒市条例第 号）附則第2条第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

6 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第14条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第25条の2第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「第21条、第22条及び前条」とあるのは、「生駒市税条例の一部を改正する条例（平成17年 月生駒市条例第 号）附則第2条第6項」とする。

7 新条例附則第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に

規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新条例附則第24条（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 新条例附則第24条（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 市民税課庶務係（内線283）